

知財の広場

いまさらですが、**®**ってなんでしたか。

®は、「Registered Trademark」を略したマークであり、広く使用されている実情により、商品やサービスの名前やロゴのそばに**®**が付された場合、そのネーミングやロゴマーク（標章）が、登録商標であることを表す商習慣的な商標登録表示とされています。

®とともによく見かけるのが **TM** や **SM** という記号です。

TM は、「Trademark」を略した記号であり、単に商品の「商標」であることを示すものであり、このマークが付されているからと言って、登録された商標であるとは限りません。

SM は、「Services Mark」を略した記号であり、役務（サービス）の商標を表すものです。

正式な商標登録表示はどのように表示するのでしょうか。日本における商標登録表示は、『登録商標第〇〇〇〇〇〇号』という表示方法が推奨されております。

商標登録表示は、商標法第73条に規定されておりますが、『商標登録表示』を付するように努めなければならない。」とされ、努力義務になっています。

しかし、「商標登録表示」を付すことで、その商標に商標権が存在することを認識させることができることから、「商標登録表示」には、未然に商標権侵害を防止できるというメリットがあります。

商標登録表示をする際に気を付けなければならないことは、商標登録出願をしたからといって、登録前にその商標に**®**などの商標登録表示を付したり、登録商標であっても、その指定商品・指定役務以外の商品・役務に**®**などの商標登録表示を付したりすると、虚偽表示（商標法第74条）とされる可能性があるので気を付けましょう。

第80条（虚偽表示の罪）

第74条の規定に違反した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

西脇 吉徳(知財ナビゲーター)